

第 24 回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

日 時：H21.9.8(火)15:04 - 16:31

場 所：議事堂 6 F 601 特別委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（11 名）、事務局

資 料：第 24 回議員提出条例に係る検証検討会事項書

資料 1 三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例（平成 13 年三重県条例第 47 号）の見直しについて
<座長まとめ>

資料 2 三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例（平成 13 年三重県条例第 47 号）の見直しについて
<副座長案>

< 検討会 議事概要 >

委員：第 2 4 回議員提出条例に係る検証検討会を開会する。

前回の検討会において、総合的な計画の議決について、この検討会での結論が得られた。この結論を、座長でまとめたので確認する。

次に、前回の検討会で持ち越しとなった、総合的な計画以外の計画の議決について、討議することとする。

資料 1に基づいて説明する。

1. 総合的な計画については、その年数規定を外すこととする。
 2. 県政運営方針のような単年度の計画は、議決対象としない。
- との、結論になった。

この結論を反映させると、見直しの内容としては、

1. 現在策定されている計画としては、県民しあわせプラン及び第二次戦略計画が、県行政における総合的な計画に該当する。
 2. 単年度の計画などを除いて、約 3 ~ 5 年先あるいはそれ以上の将来を見据えた「中長期的な」目標を掲げる計画を、議決対象とすることとする。
- ということになると、思われる。

この趣旨で、条文に規定される内容としては、二重線で囲んだ部分になるかと考えている。

第 2 条第 1 号関係、県行政における総合的な計画として議会が議決する計画は、次に掲げるものとする。

1. 県行政全般に係る中長期的な目標を設定し、当該目標を達成するための施策、事業その他の手法を総合的かつ体系的に示したもの
- なお、この場合、「みえ行政経営体系」、「みえ経営改善プラン」などは、この総合的な計画に該当しないと考えている。その理由としては、「みえ行政経営体系」は、三重県総合計画を推進するための行政運営の仕組みを定

めたものであって、県行政全般に係る目標を達成するための手法等を総合的かつ体系的に示したものではない、「みえ経営改善プラン」は、専ら執行部の組織運営や改善等について策定されたものであって、県行政全般に係る目標を達成するための手法を総合的かつ体系的に示したものではない、と考えるところである。

この座長まとめについて、委員各位から意見はあるか。

この、座長まとめを、この検討会における議論のまとめとすることによってどうか。

(「はい」の声)

委員：この、座長まとめを、この検討会における議論のまとめとすることに、異議なしと認める。よってそのようにする。

次に、前回の検討会において持ち越しとなった、総合的な計画以外の計画の議決について討議する。

これについては、あらかじめ副座長から案を提出したいとの申し出があったのでこれを許可し、資料2として配付している。副座長、資料2について、説明していただきたい。

委員：この総合的な計画以外の計画の議決について、提出したいと座長に申し出て、許可いただいたものである。これについては、漠然と議論するだけでは結論を得られないのではないかと考え、私自身がこの点について十分に考えたものである。

なお、公正中立な立場から討議の進行に当たられる座長を補佐するのが、副座長の立場であると認識しているので、その支障とならないよう、副座長の立場からではなく、一委員として私案を提出するものである。

今回、2つの方針の下に、この私案を作成した。

1つ目として、検討会で出された委員のご意見と、そこで議論された内容を尊重し、納得できる部分はできる限り採り入れることとするということである。2つ目として、その上で、条例で規定することが適当と考えられるものについて、私が政策判断するということである。この方針を持って、私が考えた結果が、資料2のとおりである。

この私案提出を契機として、他の委員からも対案や修正案が提出され、議論が活発に行われるようになれば望ましいと考えている。

前回の検討会において、座長から、「1.議決対象となる計画が選定されるに当たって、県民の関心や各議員の思い入れ、時代の趨勢などの観点から反映されるような基準を設け、それを条例上規定することは、困難と思われる。」というご意見だった。私の意見として「2.線引きすることが困難

とは思うが、県民の関心の高い計画が議決対象になるような基準とすべきと考える。第2条第2号についても年数規定は必要で、現行の5年超は妥当と考える」と申し上げた。大野委員から、「3. 執行部の作成する計画のうち、その策定経緯やその計画の県民に与える影響をかんがみて、県政において重要な計画を議決の対象として、議会で審議することとするべきである。例えば、今後の県の財政に与える影響が大きいものや、県民の健康維持や地域の機能維持に大きな影響を与えるものなどは、議決対象とするべきと考える」というご意見だった。中村委員から「4. この条例の立案時において、議決対象となる計画の例として20本の計画が挙げられた。これら20本の計画が対象となるよう、かつ計画の中身で議決の対象であるか否かが判断できるよう基準を見直すのが妥当と考える」、それと、「5. 総合的な計画とそれ以外の計画との関係や位置付け等が不明瞭である」というご意見だった。

これらを踏まえ、私の案として、**資料2**の右側のようにまとめた。

まず、前回の検討会における**資料1**の調査結果から、「この条例の当初立案時において、議決対象となる計画として想定されたものの、結果的に議決対象とならなかったもの、10本については、その内の多数が三重のくにづくり宣言第二次実施計画又は県民しあわせプラン及び第一次戦略計画に、整理された。そこで、総合的な計画について審議することにより、県行政における基本的な施策の大部分が網羅されているといえる」と考えている。

その上で、1. さらに、「県行政において特に重要な計画」として知事が提案するものを、この第2号に基づいて議決することとするのが妥当と考える。2. 「県行政において特に重要な計画」とは、その計画の内容にかんがみて、県民に大きな影響を与えるものなどを想定するところである。3. 具体的に個々の計画が「県行政において特に重要な計画」であるか否かについては、複数の観点から総合的に検討することで決定することとするのが妥当と考える。4. 明確な基準である年数規定は、必要である。5. 現行どおり、法令等に定められているものは除くこととする。このように、考える。この**資料2**についての説明は、以上である。

委員：ただ今の、副座長の説明について、委員各位から質疑やご意見はあるか。

委員：副座長案の1及び2は、似た内容であって、片方は知事が提案することとする、他方は複数の観点から総合的に検討することとするとなっている。

この両者に違いはあるのか。知事が真ん中におきながら提案するものか。

委員：議案は知事が提案するものであるが、その上で、知事が出してきたものの中でわれわれが見て重要なものを議決するというものである。

委員：1 知事が判断するものと、2 議員が判断するものとがあるということか。

委員：副座長案の3について、複数の観点から検討するということであるが、

検討する場が問題なのではないか。代表者会議がよいかどうかは分からないが、そのような場を決めておく必要があると考える。

委員：複数の観点とは、いろんな観点があろうかと思われるが、県の施策としていろんなものがあり、それらについて、例えば予算の点や、目標及びその達成のための手段の確実性、他の施策に与える影響、科学的な判断の下で実施されるもの以外のもの特に県民の意向を踏まえる必要性など、観点としてはいろいろ出てくるかと思われる。

委員：結局、計画は、予算と合わせて毎年提出されてくるものである。例えば、代表者会議などにおいて、いずれの計画を議決対象とすると、決定すべきではないか。

事務局：議決対象に該当するか否かを検討する場が必要であるとの議論はあるかと思うが、それは議会運営委員会であるかあるいは代表者会議であるかは別として、それは運用上で対応するものであって、条文上に規定するものではないと思われる。

委員：これまで議論した中では、議決対象に該当するか否かは、例えば常任委員会などで議論したりして対応されることもあり、あらかじめ検討する機関を設けるべきものではないということだった。

委員：この計画を代表者会議に諮るべきであるという判断は、どこが行うことになるのか。

事務局：議案の提出は、知事が行うものである。従って、知事が判断することになるかと思われる。

委員：知事が、この計画は特に重要であると判断するということがか。

事務局：基本的に、知事が行うものであろうと思われる。

委員：知事の提案した計画案について、これは重要であるから議決対象としようという検討はどこで行うこととなるのか。この計画は重要であると、知事は提案しないものだろう。例えば新県立博物館基本計画や三重県立病院改革プランは、力が入っていたから重要とされたということか。計画の重要度とは、知事の力の入れように拠るものか。

事務局：資料2は、複数の観点から判断して提出された計画を、議会において県民の視点から審議するという内容であると思われる。

委員：年数ですべて縛ってしまえば、その計画が重要であるか否かには関わりなく、議決対象となる。このようなものも、方法の一つだろう。

委員：私の議論と、事務局の説明とは、噛み合っていると思われるか。

委員：これまでの議論の経過を振り返ると、これまで議決対象でなかったものも、重要であるという理由から、議決対象となるようにしたいという流れだった。

委員：年数規定があって、それに該当しないものも重要なものは議決対象とな

るとしても、年数が低い計画で議決するか否かを判断するのは、知事だけでよいのか。議会が重要な計画であるかを検討して、そこで重要としたものを議決対象とするべきだというのが、私の意見である。

委員：知事が持つ議案の提出権のなかで、重要か否かを判断して提出するということか。

事務局：仮に「県行政において特に重要な計画」を議決対象とするのであれば、何が重要であるかをこの検討会で十分に議論して、それを条例上明記すべきである。その解釈について、協議することはあるにしても、できれば誰が解釈しても同じような結論が得られるよう、県民にも分かりやすいように、明記すべきである。仮に、複数の観点から検討するというのであれば、その観点を明らかにするべきと考える。これは、非常に難しいことであるが、この検討会で議論して、一定の結論を得る必要があると思われる。

委員：一つの方法として、3年超の計画は、すべて（議案として）提出してもらい、その上で議会において特に重要であると判断したものを議決することとするのが、分かりやすく整理がしやすいのではないか。例として年数規定を挙げると、3年くらいが適当なのではないか。3年超の計画は、すべて代表者会議に諮って、そこで議決対象を決めることと、逆の仕組みとする方がスムーズに行くのではないか。

一定の年数を超えるものは提出されることとする。その上で、重要なものを、議長が判断するなりどこで判断するかは別として、議会において決定されることとしてはいかがか。

委員：現行の条例においては「県行政の基本的な施策に係る計画」は議決対象となることとなっており、重要であるか否かを判断していない。重要なものを議決することとするのであれば、どこかで判断しなければならないと考えるところである。考え方としては、次の2つであるかと思われる。1つ目として、委員の意見のとおり、5年超にならなくても重要な計画は議決することとするか、（途中）

委員：その場合には、計画の中に予算に関することを盛り込まなければならないということにしなければならない。

三重の森林づくり条例（平成17年三重県条例第83号）第11条の規定に基づく三重の森林づくり基本計画などにおいては、予算額は前面的に出していない。必要な事項は計画の中で記述しなければならないことと、押さえておかなければ、重要な事項が抜け落ちていく懸念がある。

委員：現在の議論について、次の3つの考え方に分けられると思う。すなわち、1つ目、議案として提出する計画の基準を、すべて年数規定とする。この場合、何年とするのが適当かの議論は別とする。2つ目、一定の年数規定

を設けた上で、重要でない計画は議決対象としないと外すこととする。3つ目、一定の年数規定を設けるが、その年数規定に該当しないものであっても、時に重要な計画は議決対象とすることとする。これらの考え方の中で、計画が重要か否かをどこで判断するかの議論は、別ですることとする。

委員：年数規定について、予算案として審議される1年の計画や、債務負担行為などでその内容が予算案に挙げられる2年程度の計画は、議決対象とする必要はないと思われる。そのようなものは、予算案として議会において十分に議論され、議会が関与しているものである。従って、2年以内の計画は、重要であるか否かに拘わらず対象とする必要はないと思われる。3年以上の計画であって、後年度に負担を負わせるものであるとか、県全体に関わるような、重要な計画を議決するべきであると考え。また、5年超の計画は、そもそも2、3しかないだろう。

1、2年程度の計画は、議会は、予算案の中でしっかりと議論するべきであると考え。3年以上の計画で、重要なものを議決することとするべきである。

委員：3年以上とは、いわゆる中長期的な計画というもので、委員のご意見としては、3年以上などという一定の年数以上の計画の内、重要でないものは議決対象から外すこととするべき、ということである。

他方、委員は、一定の年数規定以外の計画も、重要なものは議決対象とするべきというご意見と思われる。

委員：結果として大差のないところであるが。

委員：予算の議決に関わるような計画は、議決対象とする必要はないということか。

委員：放っておいても予算案として議会に提出されてくるものである。

委員：抽象論で議論すると分かりにくいので、具体論で考えてみたい。身近な具体例として、新県立博物館基本計画と、「美し国おこし・三重」とがある。前者は議決対象とならず、後者はこの条例に基づいて議決したものである。

委員：「美し国おこし・三重」が議決対象となったことについては、少し経緯があったもので、当初は実行委員会の策定する計画であるので、議決対象とならないとの執行部の説明であった。しかし、実行委員会とはすなわち実質的に本県であり、その計画も県の計画であると、議会の側から主張した。それを執行部の側が受け入れて、計画が議案として提出されたものである。

委員：また、新県立博物館基本計画については、平成20年度に策定され、その新博物館の開館予定は平成26年度であるので、計画期間は5年以上である。なぜ、議決対象とならなかったのか。

この新博物館に関しては、1年目は計画を策定しただけであり、2年目は調査を実施、その結果が出された。これに関しては毎年の予算の中で議

論されるものなのか。他方、「美し国おこし・三重」においては、工事着工やキックオフのイベントなど、議決された計画に従って行われていると思われる。両者が、議決対象となったりならなかったりした、その違いはどこにあるのか。議決対象とするか否かについて、代表者会議で議論されたというのか。

委員：私の記憶によると、新博物館に関して、当初、基本構想についてはそもそも構想であって計画でないので、議決対象とするものではないということだった。次に、計画についてはその策定を委託するのでその委託料についての予算を議決したものだ。その委託した成果品に対しては、議会における議論を通して意見を表明し、それは反映するということがあった。その反映されたという報告は、まだ受けていないところであるが。次に、その建設について予算として審議することになるかと思われる。従って、全体の計画として議決しているものであり、逆に言うと、予算案を否決することによって建設を中止させることはできるものである。もっとも、総額 120 億円程度が必要ということは聞いているが。

委員：120 億円か。

委員：そもそも新県立博物館基本計画は、条例第 2 条第 2 号における「県行政の基本的な施策に係る計画」には該当しない、これは県行政の基本的なものではなく個別の計画であるとの整理がされて、議決の対象とならなかったものである。

委員：新県立博物館基本計画と「美し国おこし・三重」との 2 つの計画について、両者を議決する必要があったのかなかったのかをご議論いただきたい。両者とも議決する必要があったというのであれば、現行の条例の規定では（片方が）該当しないことになってしまうので、条例を見直さなければならない。

委員：年数規定だけでは、重要な計画が議決の対象とならなくなってしまう。議決対象とするその基準とは何か、それについて具体的な考えはないが。その観点とかがどのようなものであったとしても、重要であるか否かを誰が決めるのか。そこが分からない。私は、議会が判断するべきであると考える。

事務局：これまでも計画については中間案などの段階で常任委員会において説明され、議決対象とするべきかなどについて実質的に議論されてきた。「美し国おこし・三重」についても、当初は議決対象でないという説明だったが、議会における議論を受けて、執行部で議案とすると再考されたものである。

委員：重要であるか否かについて、議会の意見は反映されてきたということである。

ここで、年数規定は何年が妥当かという議論はさておき、1. 現行の条

例のように（実質的に）年数規定だけとするか、２．委員が主張されるように、年数規定を設けるものであるが、重要でないものは外すこととするか、３．年数規定を設けるものであるが、それに該当しないものでも重要なものは議決対象とすることとするか、この３点について整理しないと、議論が前へ進まないと思われる。

委員：３年以上の計画はともかく、それ以下の計画となると議決する必要があるのか。３年以下の計画であって重要なものがあるのか、疑問である。現行の条例では、いわば年数規定で重要度を測っているものである。明確となるよう３年以上の計画を議決対象とし、その上で件数が多いようであるなら外していくこととしてはいかがか。３年以上の計画というものは、あまりないのではないか。

委員：１、２年の計画というものは議決する必要がないのだろう。一般的にはいわゆる中長期的な計画を、議決対象とするべきだろう。また、一定の年数を決めて、執行部である要件に該当しない計画は外すこととするのは難しいだろうから、議会が決めることとする方がよいのかと思われる。

委員：新県立博物館基本計画というものは、毎年の予算の中で審議されるものであるので、議会が中止させることができるというものなのか。

委員：新県立博物館基本計画は、「県行政の基本的な施策に係る計画」ではないということ、個別の計画であるという整理から、議決対象とならなかったものである。

委員：現行の条例の規定の適用はさておき、新県立博物館基本計画を議決対象とするべきなのか、するべきでないのか。新県立博物館基本計画の全体計画は議決していないものなので、予算を否決するという議決もできるものなのか。

他方、「美し国おこし・三重」については、部分的に事業を見直すよう求めることはできても、計画として議決しているので、予算を否決することはできないということか。

委員：個々の事業は、毎年の予算の中で計上されるものである。

委員：基本構想は、議決対象となっていないということであった。

委員：新県立博物館基本計画は、この条例に基づいて議決したわけではない。

委員：この条例に基づいて議決するという手続きは取らなかったものである。

しかし、個々の計画とはいえ、県民にとって重要な計画は議決対象とするべきである。

委員：そのようなものをこの条例に基づく議決対象とするべきであるというなら、この条例を見直さなければならない。

そこで、先に挙げた３点の見直し案について、ご議論いただきたい。

委員：この条例を検証することとなったきっかけが、せつかくこの条例が制定

されているにもかかわらず、議決対象の要件に該当しないためこの条例の趣旨が活かされていないという懸念があるというものだったのではないか。この点についてチェックしたところ、5年という年数規定や、「重要な」というものの内容が曖昧であることから、今議論しているものである。議決対象を拡大すべきという議論であれば、そもそもこの条例を作り直さないといけないと思われ、それであるなら別の段階でやるべきことと思う。

委員：この条例は、議会側の武器といえるものであって、あまり制約を設けない方がよいと思われる。このような計画を議決対象とすることを、「原則とする」などとファジーな表現にすることはできないのか。たとえ3年超の計画でも、議会の側から議案とするよう提案することができるような、そのような条文とすることは、不適當なのか。

事務局：条例上どのような規定としたとしても、個々の計画が該当するか否かについてその解釈を個別に議論する必要はあるかと思われる。そこで、「特に重要なもの」に該当するか否かを、議論することとなる。

委員：議決する案件については、その軽重によって簡素化することはできるだろう。例えば、議員派遣などについては付託もなく、提案されたその場で議決しているものである。計画によって、手続きを簡素化するなど、議会運営委員会で対応することは可能だろう。

委員：一例として、県立病院の民営化について、平成23年までに実施すると提案された。また、宮川水力発電事業の民間譲渡については、平成22年度末までに実施される予定だったが、調整がうまくいかなかったものである。両者とも、県民にとって重要な要素が含まれているものである。このような計画が、計画期間が2年以下であるという理由で、議決を経ずに実施されていくこととなると、それでよいのか。計画の重要度という点で、なぜ議会で承認していないのかという県民の疑問に答えなければならない。県民の視点からは、執行部が策定したものについて、議会としては「ああそうか」と言っただけということになってしまう。

委員：どのような計画が重要かという点について、副座長案でも「複数の観点から検討」などとなっているが、そのような趣旨を条例上に明記すると言うことなのか。

委員：条例に、具体的に書き込むことはできないと思われる。

委員：総合的に検討するという趣旨から、代表者会議などで諮る必要があるかとは思われるが、それは必要であればその都度諮ればよいことであって、条例で縛るのはいかがかと思われる。議会の権限もあるところであるが、知事には知事の権限があるものである。議会としてのスタンスは保ちつつ、そこまで詳細に条例で明記する必要はないと思う。

委員：執行部の言い分としては、個別の計画策定は執行権の範囲内のことであ

って、議会が口出しするのはおかしいということではないのか。基本的に、個々の計画も議決対象とするべきという議論で走って行って、また別に、執行部と調整を行うという見通しなのか。

事務局：議員提出条例の提出の手続きに則り、必要があれば、執行部から意見聴取するのはよいかと思われる。

委員：この検討会における議論がまとめれば、執行部の意見を聴取する機会も設けたいと考えるところである。

事務局：議決するという事は、いわばその計画に対してお墨付きを与えるということである。すべての計画について、団体意思として議会が意思決定をするべきことなのか、バランスも考えてご議論いただくのがよいかと思われる。

委員：予算の議決権は、議会が有しているものである。新博物館に関する事などもそうだが、予算を伴う事業は、議決することができるものである。

しかし、基本的な施策に関わるものなど、三重県民にとって長期に影響を与えるものであって予算を伴わないものについて、例えば理念などについて、議決の対象としなければそのまま議会における審議のないまま効力を持ってってしまうものである。そのようなものを議決の対象とする必要があるというのが、この条例の趣旨ではないのか。

事務局：地方自治法第96条第1項において、議決対象となるものの15項目が列挙されているものである。それ以外について、第2項において、条例で議決対象と定めることができるとされているものである。何を議決対象とするかは、条例において明確に定められなければならない。「原則として」などと定めるのも一方法ではあるが、そうであるならどのようなものが例外となるのか、考え方を極力明確にして、条文上明記しなければならない。法的に、条文明記することが難しいという場合には、規則などで整理することはあり得るものだが、いずれにしてもこの検討会で十分に議論して、決められなければならないと考えるところである。「重要なもの」とはどのようなものであって、何を議決すべきか、決めなければならない。

委員：例えば3年や2年などと年数規定で切ること重要だが、何を議決対象とするべきなのか、個々の計画ごとに検討して意思表示する必要があるということか。何を議決したいのか、まだ分からないところである。

委員：複数の観点について、十分に整理できるのであれば良いかと思われる。

この点を、きちんと位置付けていかなければならないと考える。また、検討する場をどう規定するかも問題である。

委員：そこまで条例に書き込むというのは、いかがかと思われる。検討する場については、常任委員会など必要に応じて検討することとすればよいものである。

委員：知事が必要だというものを議決することとしているが、そこが論点なのだろう。条例において、基準や検討する場などプロセスをすべて挙げるのは複雑になり過ぎるので、条例に明記しなくても、その解釈をしておいて執行部に委ねるとするのが適当ではないか。

委員：Q & Aなどで整理するということが、いずれかで解釈を決めてもらえればよい。

委員：年数規定を定め、それ以下のものであっても重要なものの判断基準を定め、それに該当するものは議決することとするのでよいか。

なお、現行の規定では5年超のものが議決対象となっているところであるが、それ以下のものであっても、重要と判断されたものは議決対象とするということによいか。

委員：3年でも5年でもよいが、特に重要なものは議決するということが、それであれば、年数規定は5年超のままで良いのではないか。「特に重要なもの」という思いは、そこに出ている。

委員：5年超の計画はすべて。それ以外の計画は、「重要なもの」と判断されたものということか。

委員：そのとおり。

委員：5年超の計画とは、ほとんどないものであるが。

委員：年数規定は4年が適当と思っている。(知事の)任期が、4年であるので。

委員：(計画を策定した時点で)残りの任期が2年であった場合などは、どうなるのかという問題が出てくる。

委員：この条例では、計画が議決の対象となるとされているが、ビジョンなどは対象外であるので、附則において議決されたものとみなすことと、敢えて「みなし」規定が設けられている。計画期間が設けられていないものについては、計画に入ることと整理するのか。例えば「ごみゼロ社会」実現に向けた基本方針などは、計画期間が設けられていない。環境に関するものは、そのような例が多い。

委員：そもそもこの条例のタイトルが、「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」であるので、構想などは、議決の対象と想定していないものである。ビジョンなどというのは言葉の使い方であって、実質的には計画だろう。

委員：それでは、「方針」は、計画には含まれないということか。

委員：計画というものには、目標などが定められ、その目標の達成時期など、計画期間が設けられているものだろう。

委員：そもそも、県民全体に関わるような、総合的な計画は議決対象とするべきという議論だった。その中で、戦略計画は、総合的な計画の一部を構成するものと思われるが、そういう点からチェックしようという流れとなっ

た。

次に、教育振興ビジョンなどは、総合的な計画ではないが、第 2 条第 2 号を根拠として議決対象とし、審議することとするというものである。ここで、5 年以下の計画で、すり抜けるものについてどうするかという議論にはなったところであるが。しかし、新県立博物館基本計画や水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題については個別の計画であって、この条例の扱いではないと整理したものである。「ごみゼロ社会」実現に向けた基本方針なども、同様に個別の計画である。

委員：第 2 条第 2 号に基づいて議決する計画とは、計画期間が 5 年超のもの、又はそれ以外であって「特に重要なもの」を議決することとする。何が重要か、どこで検討するかも含めて、これから議論することとする。